



写真3 シンポジウムの様子

や質疑応答が行われた(写真3)。

④ シンポジウム3「関係学問の最前線 職場における遺伝情報の取扱いと対応の実際～遺伝性腫瘍の仮想事例からの接近～」

労働者から遺伝情報に基づく就業配慮を求められたという仮想事例に基づいて、産業保健、法学、遺伝子カウンセリング、倫理、それぞれの観点から見解が示され、議論が行われた。遺伝情報に基づく就業配慮にあたっては、現状の職務を遂行させた場合に健康障害が発生する予見可能性と回避可能性についての医学的判断が重要で、本人の納得を最大化させる必要がある。遺伝情報は一般にプライバシーとしての要保護性が高く、その取扱いに関する規律が重要で、その取得には原則的に本人の同意が必要と解される。遺伝情報に基づく配慮を行う場合には、差別にならないよう十分な配慮が必要となる。また、遺伝情報を知った本人の心理的支援についても議論する必要がある。日本では、現時点で遺伝情報・遺伝的特徴に基づく差別を禁止する法制度はない。遺伝/ゲノム医療が普及していく中で、どのように人々の声を反映させ、不利益の防止や仕事の両立支援につなげられるか、議論が進められる必要がある。

⑤ シンポジウム4「新興感染症対策と法」

ドイツ、イギリス、フランスにおける新型コロナのパンデミックの経過と対策が示され、日本のケースと対比された。医学的科学的な知見が限定されているパンデミックの下では、感染症対策の社会的コンセンサスを形成することが重要である。職域の感染症対策に際しては、職

場従業員や周囲の人々を守る要請とともに、個々の従業員の人権を守る要請、社会経済活動を維持するという要請、などの相矛盾する要請を調整して社会的コンセンサスを形成する必要がある。諸外国の経験を参考にしながら、次の新興感染症に備えたツールづくり、社会的コンセンサスづくりに産業保健、法学系が協力する必要性があると確認された。

⑥ シンポジウム5「建設アスベスト訴訟を振り返る」

建設作業でのアスベスト粉じんばく露により石綿関連疾患に罹患した被災大工らが各地で訴えを起こした建設アスベスト訴訟のうち、神奈川一陣訴訟において、最高裁は、「労働者」に該当しない一人親方等との関係でも国の賠償責任を認めた。また、複数の建材メーカーに対し、石綿の危険有害性等を表示することなく製造販売したことについて、メーカーの責任を認めた。本シンポジウムでは、法学研究者である演者により、本判決の意義と射程に関する報告が行われた。また、本判決を受け、一人親方等についても労働者と同等の保護が図られるよう一定の措置を事業者に義務付ける改正省令が公布されたが、同改正が持つ意義や今後の課題についても併せて検討が行われた。化学物質の自律的管理に向けた要請が強まる中で、建設アスベストのような被害を将来にわたり防止する上で必要となる視点や産業保健専門家の果たすべき役割、残された課題等について、産業保健実務に技術面等から携わってきた演者らにより報告が行われた。

⑦ シンポジウム6「ストレスチェックの現状と活用」

ストレスチェック制度について、産業医の立場から「労働者に生じうる課題(ストレスチェック・面接指導を受けない高ストレス者の存在、報告書の運用、労働者による虚偽回答等)」について整理が行われ、企業専属精神科医の立場から「職場改善に関わる課題(集団分析結果の職場環境改善へのつなぎ方、派遣労働者のストレスチェックの在り方等)」が報告され、提示された課題について法律家の立場からの検討が行われた。また、ストレスチェック・集団分析の結果と個人情報保護や医師の負う守秘義務との関